

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年十月三十日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十五号

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和八年十月奈良県条例第十一号）の施行期日は、令和八年十一月二日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。